

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成31年1月18日

石巻地方広域水道企業団 企業長 龜山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 改良工事施第4号
及び工事名 前谷地黒沢前私道内給水管整備工事
(2) 工事場所 石巻市前谷地字黒沢前地内
(3) 工期 契約日から平成31年3月25日まで
(4) 予定価格 5,960,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）
(5) 工事内容 本工事は、石巻市発注の下水道工事に伴い私道内の給水管を整備し、配水管を布設するものである。

配水管布設

ポリエチレン管 $\phi 50$ $L = 139.5\text{m}$

附帯設備

ソフトシール仕切弁 $\phi 50$ 3基

給水管取付替

ポリエチレン管 7栓

舗装打換え

表層 再生密粒度A s 20F $t = 5\text{cm}$ $A = 39\text{m}^2$

- (6) 支払条件 前金払及び部分払 有

- (7) 入札方式 制限付き一般競争入札（石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程（平成16年石広水規程第6号）第15条の2第2号に規定する入札後資格審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

石巻地方広域水道企業団契約規程（平成元年石広水規程第13号）第4条第2項による競争入札参加資格承認簿に登録された者で、入札日（開札日）において、次に掲げるすべての要件を満たしている者であること。

| | |
|---------------|----------------------------------------------------------------|
| 承認簿登録業種等 | 企業団入札参加手続等取扱規程第6条による格付工種が「水道施設工事」、等級「B」ランクに属する者 |
| 事業所の所在地に関する条件 | 企業団管内（石巻市内又は東松島市内）に本社（店）、支店又は営業所の住所を置き、かつ本社（店）、支店又は営業所の機能を有する者 |

| | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置技術者に関する条件 | <p>① 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、次の主任技術者を本工事現場に配置できること。</p> <p>ア 配置する主任技術者は、入札日（開札日）の前日から起算して3か月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は、入札日（開札日）の前日において）、引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者</p> <p>イ 本工事の契約工期の初日（契約締結日）において、本工事の他の工事現場の主任技術者を兼ねができる場合を除き、他の工事の現場に主任技術者として配置されていない者</p> <p>ウ 主任技術者は、入札の参加申請があった日の前日までに、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者</p> <p>エ 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねができるものとする。</p> <p>② 本工事現場に公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録者（一般継手）を配置できる者（自社雇用の当該技能者を現場へ配置できること。）</p> |
| 入札に参加することができない者 | <p>次に掲げる者は入札に参加することができない。</p> <p>① 令第167条の4に規定する者</p> <p>② 石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成15年石広水訓令甲第4号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項の規定による指名回避を受けている者</p> <p>③ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法による更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされない者とみなす。</p> <p>④ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法による再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、石巻地方広域水道企業団発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者</p> |

3 入札日程

| 手 続 等 | 期間・期日・期限（※） | 場 所 等 |
|-----------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設計図書等の閲覧及び複写 | 平成31年1月18日（金）から 平成31年2月5日（火）まで | 閲覧：石巻市蛇田字新上沼116番地 石巻地方広域水道企業団 総務課カウンター 複写：株ナリサワ 石巻市駅前北通り二丁目12-27 電話：0225-95-4165 ※複写は有料です。 |
| 設計図書等に対する質問の受付（提出は持参） | 平成31年1月21日（月）から 平成31年1月23日（水）まで 午後3時まで | 石巻地方広域水道企業団総務課 管財係 |
| 回答書の閲覧 | 平成31年1月25日（金）から 平成31年2月5日（火）まで | 石巻地方広域水道企業団総務課 カウンター |

| | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限（提出は持参） | 平成31年1月28日（月） 午後3時まで | 石巻地方広域水道企業団総務課 管財係 |
| 入札期日（開札日） | 平成31年2月6日（水） 午前9時40分 | 石巻地方広域水道企業団 302会議室（3階） |
| 入札参加資格審査書類の提出（提出は持参） | 本公告に示した入札（開札）終了後 (下記11(2), (3)参照) | |

(※) 上記期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）を対応期間とする。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、入札後資格審査用一般競争入札参加申請書を持参により提出すること。なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 工事費内訳書の提出

入札の際、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書（様式は設計図書の工事費内訳書に準ずる。）を提出すること。

7 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。

（注）最低制限価格は、消費税及び地方消費税の額を含まない価格とする。

（注）最低制限価格は、1,000円未満の額を切捨てた価格とする。

8 入札執行に係る留意点

- (1) 石巻地方広域水道企業団建設工事予定価格事前公表に関する要綱（平成24年石広水訓令甲第3号）第5条の規定により、入札執行回数は1回とする。
- (2) 入札会場への入室は、1社につき1人とする。
- (3) 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格とする。
- (4) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

9 入札時刻に参集しないときは、失格とする。

10 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 1件の入札について同一の者がした2通以上の入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札（金額の訂正は、認められません。）
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合

1.1 入札参加資格の確認、落札者の決定等

- (1) 落札者の決定については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。
- (2) 入札参加資格審査書類の提出
開札後、落札者を決定するために、下記の入札参加資格審査書類が必要となるため、入札日当日は、忘れずに持参すること。
- ① 建設業許可通知書又は許可証明書の写し
 - ② 配置予定の技術者に関する調書（様式第5号）
 - ③ 配置予定技術者が有する資格を証するもの（合格通知書等）の写し
 - ④ 本工事現場へ配置する者の公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手）の写し
 - ⑤ 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
 - ⑥ ハローワークを通じた新規雇用の技術者を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し
- (3) 上記（2）の入札参加資格審査書類は、落札候補者及び最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）を提示した者が提出する。
ただし、状況により、次順位価格から順に低い価格を提示した者の中から、入札参加資格審査書類の提出を求める場合がある。
- 入札日当日に、入札参加資格審査書類を提出しないときは、当該落札候補者等のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- (4) 入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うものとする。
- (5) 入札参加資格審査の結果、落札候補者の入札を無効とした場合は、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格審査を行ったうえで落札者を決定する。（次順位価格を提示した者の入札を無効とした場合は、次順位価格から順に低い価格を提示した者に準用する。）
- (6) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。（次順位となるべき同価格の入札をした者も、同様に決定する。）
- (7) 郵送、電子メール及びファクシミリの類いによる入札は、認めない。
- (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

1.2 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果は、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

1.3 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を石巻地方広域水道企業団総務課カウンター及び石巻地方広域水道企業団ホームページで公表する。（前記1.1（5）等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）

14 契約保証金に関する事項

令第167条の16第1項の規定及び石巻地方広域水道企業団契約規程（平成元年石広水規程第13号）第27条の規定により、契約金額の100分の10以上とする。

15 配置予定技術者の確認

落札決定後、配置予定技術者について、建設業法の規定による配置違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、落札決定後、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定技術者（配水管技能登録者を除く）を変更できるのは、病気、死亡、退職等極めて特別な理由に限る。また、病気等特別な理由により、やむを得ず技術者を変更する場合は前記の配置技術者に関する条件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 その他

- (1) 石巻地方広域水道企業団建設工事競争入札参加心得（平成20年石広水告示第30号）を遵守すること。<http://www.ishikousui.or.jp>
- (2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が企業団契約規程第15条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、石巻地方広域水道企業団に生じた実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻地方広域水道企業団総務課管財係に照会のこと。

（電話：0225-95-6713）